

枚方市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年（2025 年）4 月 28 日

枚方市監査委員	上	森	太一郎
同	分	林	義一
同	番	匠	映仁
同	一	原	明美

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市 伏見 隆

令和 7 年（2025 年）4 月 22 日付け土交第 26 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

令和 7 年（2025 年）4 月 24 日

3. 監査の結果に関する報告

令和 7 年（2025 年）2 月 28 日付け枚監査第 310 号

「公の施設の指定管理者監査及び随時監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

（1）対象部局名及び指摘事項

《土木部 交通対策課》

○指定管理業務のモニタリング評価について

指定管理業務におけるモニタリングは、指定管理者と市それぞれが日常的・定期的に施設の管理運営状況やサービス水準等を確認・評価し、業務の課題の抽出と改善を繰り返すことで、効率的で効果的な施設運営と市民サービスの向上を図るという指定管理者制度の根幹をなす重要な仕組みとなっている。

しかしながら、令和 5 年度の定期モニタリングでは、各施設への危機管理マニュアルの未配備や防災訓練の未実施など、4 件に及ぶ事項で未実施等の不適切な状況があるにもかかわらず、市側において「計画どおりの適正な管理運営を行っている」等の評価が行われていた。

以前から、公正な立場でもって厳格かつ適正に評価を行うよう厳しく求めており、今回の監査でも同様の事案が見受けられたことは、大変遺憾と言わざるを得ない。

今後、適切なモニタリングの実施を徹底し、施設の管理運営が適切に行われているか実態を十分把握した上で、必要に応じた指導を行うなど施設の設置者として管理監督責任を果たすよう指摘する。

（2）措置内容

○指定管理業務のモニタリング評価について

危機管理マニュアルが有人管理を行う各施設に未配備であったことや防災訓練が未実施であったこと並びにそのような状況であるにもかかわらずモニタリングにおいて「計画通りの適正な管理運営を行っている」と評価していたことについては、指定管理者より危機管理マニュアルが各施設に配備され、それを基に避

難訓練を実施しているとの報告を口頭で受け、書面や現地確認を実施していなかったことが原因であった。

指定管理者には、危機管理マニュアルを各施設へ配備することと防災訓練を直ちに実施するよう指示し、職員が現地に赴き各施設で配備されていることを直接確認した。また、防災訓練についても、実施報告書が指定管理者より提出され、履行されたことの確認を行った。

次に、第三者への業務委託がその業務の開始後に承認されていたことについては、各業務が適正に履行されているかどうかの確認にとどまり、第三者への委託を行っているか否かの確認を行っていなかったことが原因であった。

そのことから、令和7年度の指定管理者が第三者に業務委託を行う業務については、3月に提出を受け3月中に承認する事務処理を行った。

次に、指定管理者が提案事業として行った一時利用の機械化に伴う防犯カメラについて、個人情報保護担当課であるコンプライアンス推進課への報告が行われていなかったことについては、市所管物以外は届出が不要と思い込んだことによる認識不足が原因であった。

今回指摘のあった防犯カメラの届出については、コンプライアンス推進課に確認を取り、次期届出実施時期（今秋頃）に届出を行うこととなっている。

次に、指定管理者により管理運営されていることを利用者等に示すことを目的に表示する指定管理者名と市の連絡先が、一部施設で表示されていなかったことについては、指摘を受けた施設について直ちに表示するよう指定管理者に指示し、表示されていることの現地確認を行い確認した。

以上、各指摘事項については速やかに改善措置を講じた。

今後においては、市の責務を果たすべく、施設の管理運営が適切に行われるよう、指定管理者に対し、必要に応じて指導・助言を行うなど、市としての管理監督責任を果たしていく。